

平成30年度地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の 委託に関する企画公募要領

1 事業名

平成30年度地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業

2 事業の趣旨

近年、社会が豊かで便利になる中で、子どもたちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、当機構においては、関係機関と連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長にとって体験がいかに大切であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を展開している。

各地域においてこの運動が推進されるように、青少年教育施設や地方公共団体等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体等、NPO法人等が連携し、子どもたちに体験活動の機会を提供する「体験の風をおこそう」運動を推進する。

3 事業の内容等

(1) 事業の内容及び取組例

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業

青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域が一体となって子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する機会を提供するとともに、体験活動を推進する機運を高める取組などを実施する。

【取組例】

- ・「体験の風をおこそう」運動を普及・啓発する取組
- ・子どもたちが自然体験や生活体験など直接体験する機会を提供する取組
- ・保護者や指導者等が子どもたちの体験活動の重要性について理解を促進する取組
- ・その他、「体験の風をおこそう」運動を推進するための取組 など

(2) 実行委員会の設置

本事業の委託を受けようとするときは、実施機関の関係者による実行委員会を組織すること

① 構成

青少年教育施設や地方公共団体等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体等、NPO法人等の関係者により構成する。

なお、実行委員会には、地方公共団体もしくは学校やPTAを参画させるものとする。

② 役割

- ・事業計画の企画・立案、実施
- ・事業全体の総括
- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検証
- ・事業の成果についての点検・評価等

4 企画提案書等の提出方法等

(1) 企画提案書等の提出場所、問合せ先

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部助成課

T E L : 03-6407-7693, 7692

F A X : 03-6407-7720

E-mail : honbu-jyosei4@niye.go.jp

(2) 企画提案書等の提出方法

- ① 用紙サイズをA4縦判、横書きとする。
- ② 提出方法は、前記(1)まで郵送(持参は不可)により提出すること。
 - ・配達記録、宅配便等配達履歴のわかる方法で送付すること。
 - ・封筒に「地域ぐるみで体験の風をおこそう事業 企画提案書在中」と朱書きのこと。
 - ・企画提案書等は紙媒体で10部提出するほか、電子データをメールにて送信のこと。
(その際、メールの件名は「H30地域ぐるみ企画(実行委員会名を明記)」とし、PDFファイルに変換せずに、エクセルファイルにて送信すること。)
- ③ その他
 - ・企画提案書等に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。
 - ・企画提案書等は、日本語及び日本国通貨で記入すること。
 - ・提出資料は全て片面印刷とすること。

(3) 提出書類

① 企画提案書

② その他必要と思われる資料

※経費(一般管理費以外)について、委託対象経費の根拠資料(実行委員会名義の見積書等)は、採択後に事業計画書とともに提出すること。

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：平成30年2月14日(水)必着

提出先：前記(1)に示す場所

(5) その他

- ① 企画提案書等の作成費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等については返却しない。

5 委託金額

一件あたりの委託額は三百万円程度(税込)とする。

※消費税は8%とする。

※受託者の請求により、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(概算払は早くても6月上旬頃となる予定)

6 選定方法等

(1) 選定方法

子どもゆめ基金普及啓発事業選定委員会において、提出された提案書類にて選考を実施する。

(2) 審査要領

参考資料3を参照のこと。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、すべての提案者に選定結果を郵送にて通知する。

7 契約締結

選定の結果、採択された実行委員会は企画提案書等を基に契約条件を調整し、実行委員会と国立青少年教育振興機構が契約締結するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約締結後、委託対象経費の管理は、実行委員会の開設する金融機関の口座を通して管理することとする。なお、概算払請求により受領した委託対象経費は、利息を明確にし、利息も含めて当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。

8 スケジュール

① 公募締切：平成30年2月14日（水）必着

② 選定結果の通知：平成30年3月下旬頃

③ 契約締結：平成30年5月上旬頃

※採択された実行委員会は、採択通知に記載された事業経費額を反映した事業計画書を提出する。その際、経費（一般管理費以外）について、委託対象経費の積算根拠資料（実行委員会名義の見積書等）を提出すること。

④ 契約期間：平成30年5月中旬頃から平成31年2月24日まで

⑤ 委託費の概算払い：概算払申請書及び銀行口座登録依頼書（実行委員会名義の銀行口座の開設が必要）等を提出した実行委員会より順次支払の予定

⑥ 「体験の風をおこそう運動推進月間」へのエントリー
平成30年7月頃～9月頃（予定）

⑦ 委託事業完了（廃止）報告書提出期限：事業が完了した日から30日を経過した日または平成31年2月28日（木）のいずれか早い日まで

⑧ 委託費の精算：委託事業完了（廃止）報告書等を提出した実行委員会より順次委託金額の確定を行う予定

9 企画公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条の規定に該当しない者であること。

＜独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（抄）＞

第3条 契約責任者は、会計規程第19条に規定する一般競争に付そうとするときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。

<独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則(抄)>

第4条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

二 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

三 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

四 契約の履行にあたり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

五 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(3) 独立行政法人国立青少年教育振興機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

※ なお、本事業の公募要領等一式は国立青少年教育振興機構ホームページ

(<http://taikennokaze.jp/>) にて閲覧及びダウンロードができます。